

「秋のレビュー」（３日目）
基金に関する事業

平成25年11月15日（金）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：藤城行政改革推進本部事務局次長

評価者等：松本評価者（とりまとめ）、赤井評価者、上村評価者、佐藤評価者、清水評価者

府省等：経済産業省、財務省主計局

○藤城次長 時間でございますので、基金に関する事業について始めさせていただきたいと思います。

冒頭は事務局から説明を3分、経産省さんにお出でいただいておりますけれども、冒頭説明を恐縮ですけれども短く3分ぐらいで。やり取りを中心に議論をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局どうぞ。

○事務局 簡潔に御説明申し上げます。

まず、省エネルギー設備導入促進基金ということで、これは国内排出削減量認証制度活性化事業等を行っている基金でございます。

事業の中身といたしましては、低炭素型の設備等を導入しています中小企業に対してまして、設備等の導入によるCO2排出量削減見合いの助成金を交付しまして、創出された国内クレジットを集約大口化して大企業等に売却する事業を実施しております。

予算措置については、行革事務局配布資料の2枚目のとおりでございます。

平成22年度以降、累計で45億円の国費を投入いたしましたが、執行が極めて低調でございまして、赤の三角で書いてあるところでございますけれども、昨年14億円を返納しておりますが、なお27億円が残余として残っております。

おおむね、業務も終了しておりますので早急に国庫に返納する必要があると思いますし、また、これだけ余るのであれば、もっと早く国庫に返納することができたのではなかろうかと思っております。

また、このように利用が低調だったものですから、管理費が4年間累計で、大体3億円かかっております。実際の事業費が1億5,000万円程度ですので、倍の管理費がかかった訳でございます。

左下に保有割合で4.8と書いてございます。この保有割合といいますのは、基金の規模に対しまして、将来の事業規模がどのくらいかということで、1であれば、今の基金の規模と将来の事業の規模が見合っているのですけれども、これが1を超えますと、基金の規模が事業の見通しに対して過大であるとなっておりまして、この基金の場合には約5倍の基金が残っているということでございます。

資料の3枚目です。次の基金でございます。

住宅用太陽光発電導入支援対策基金でございます。

これは、被災地におけます事業者が再生可能エネルギーの発電設備等導入する際に、補助等を行うものでございます。

この基金につきましては、平成24年度に428件の交付決定があったにもかかわらず、約4分の1の件数のキャンセルがあり、金額ベースでいくと3割のキャンセルがあった訳で、これは、民間のビジネスでいえば通常考え難い取り消しが行われたということでございます。なお、平成25年度におきましても、既に1割を超えるキャンセルが出ている訳でございます。

また、管理費につきましては太陽光以外を扱う法人の、これまでの業務実績ですが、交付決定件数が5件であったにもかかわらず、管理費が3,000万円かかっておりまして、実に1件当たり600万円の管理費がかかったと。事業が低調であるがゆえに、このような結果になったというものでございます。

そこで、論点としてはご覧のとおりでございます。

以上でございます。

○藤城次長 ありがとうございます。

これ、多分、基金の事業の性格というよりは、この基金のお金のたまりがどうだったのかとか、どういう見直しをしようとしているのかとか、多分、そちらが主眼ですので、事業の中身よりはそちらの観点、この論点にありますけれども、これで御説明を簡潔にお願いします。

○経済産業省 今ほどお話がございましたけれども、若干、制度自身の意義というものについても触れさせていただきますと、省CO2の観点から申しますと、対策が遅れておりますのは中小企業と家庭でございます。ここは遅れているということでございまして、クレジットとして排出量を取引できるようにしようではないかということで平成20年にできたのが国内クレジット制度ということでございます。

これは、京都メカニズムクレジットという、外国から4,000億円、5,000億円のお金で空気を買ってきたということに対する批判もございましたので、そのお金を幾ばくか国内に振り分けて小さいCO2の削減のための投資を行うという目標のものでございます。

京都議定書の目標達成計画182万トンの目標を設定いたしまして、京都議定書の第一約束期間の後半から目標を達成するために、このような形で国によるクレジットの買い取りを行ったということでございます。

その結果、5年間で目標の83%の150万トン进行達成したということでございまして、温暖化対策の中では成功している事例として、今日温暖化の2020年までの目標というのを発表したのですが、発表に先駆けて160ある温暖化の対策の中で唯一、3つが数値目標を新しく掲げているという政策でございまして。

具体的な御指摘に関してでございますが、まず、保有割合4.8で、どういう見込みをして

いたかということでございますが、これはリーマンショックというのがございまして、国際的に非常にCO2のニーズというのが低くなったというのが実態でございます。

日本に関して申し上げますと、その後、東日本大震災もございましてCO2クレジットに対するニーズが低調であるというのは否めないということであると思います。

今後に関しては、2020年に関する国としての目標も定めたところでございますし、今後、ニーズというのが発生するのではないかとというふうに考えております。

しかしながら、保有割合が非常に高いということで、先ほど御紹介があったとおり、もう既に13億8,600万円返済したところでございます。

23年度、24年度については、去る11月13日に返納に関する報告書をGIO（低炭素投資促進機構）から接受しておりまして、合計21億8,700万円返納を11月中に行う予定でございます。

2つ目の論点でございますが、管理団体の事業の適正性でございますが、これは、監査法人も中に入れて、しっかりと運営を管理しているところでございますし、事業の執行にあたっては、1カ月に1回ぐらい管理をチェックしているということでございます。

以上でございます。

○経済産業省 もう一つは、御指導いただいて、御指摘、御説明いただいたとおり東日本大震災被災地の、再生可能エネルギー発電設備の設備投資費用を約10分の1補助をして、復興再生に役立てるという事業でございます。

基金シートの数字で御説明をしてみたいです。

基金シートの1ページを見ていただきますけれども、平成23年度の国費は約326億。これは、5年間程度はこれでサポートできるだろうと、当時想定で立てた予算でございますが、保有割合を1.0とさせてございますけれども、事実上の採択ペースでいいますと、もはや残すところ95億となっており、1回目で大体34億、2回目の交付決定で48億。3回目の応募で121億というトレンドで行くと、今年予定している4回目の公募で、確実に、この95億が採択をされるということで保有割合は1.00。

また、そういった見込みの上で来年度は、今度は単年度の予算にいたしまして様子を見ながら進めるということで新規に追加をお願いしているという事業でございます。

なお、取り消し比率が多いという御指摘を頂戴しております。数字的には御説明があったとおり、もう少し細かく申し上げますと、1回目の公募のときの取り下げの比率が25%。2回目が24%ということで、事実上、23年度から24年度にかけては、約4分の1が取り下げとなったのは事実でございますが、25年度、3回目の公募では、この取り下げ比率は11%まで下がっております。

主な内容を分析いたしますと、一番多いのが電力会社の接続関係のトラブルでございます。

採択時に、よく事業計画等中身は精査をいたしますが、やや電力会社さんとの関係の系統については、審査時点では計画段階であるため、事業者の習熟度が上がれば、事業者自

身の判断でも、なお接続の難しいような立地は避けてくるということだとは思いますが、それでも、23、24年の被災直後の状況では、その点についての学習効果がまだ乏しく、結果として接続問題を中心に約4分の1が取り下げになるという残念な結果になっているというところは、執行当局としても若干反省をいたしておるところでございます。

その後、着実に取り消し案件が減ってきて、出される事業者の側の習熟度も上がりつつあるということではないかと見ておりますが、この点については、引き続き審査の際にも最大限注意できることについて、しっかりと第三者の先生にもお願いしつつ見ていく必要があるかと考えてございます。

なお、最後に基金シートの2ページの執行体制の関係でございます。

本事業は一般社団法人太陽光発電協会と一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(NEPC)で、太陽光のプロの太陽光発電協会と、その他4発電についてこれまでに実績のある、略称NEPCと呼んでございますが、この団体との協同で作業をしてございます。

これは、本管理団体、管理業務につきましては、経済産業省から公募で選ばせていただいた訳でございますが、この公募の段階で両者がお互いに、やはり、再生可能エネルギーとはいっても太陽光と地熱、水力、全く違う。特に住宅を中心とした太陽光とこちら側が全く専門性が違う分野であるものですから、両者が一緒になってやりたいということで、応募があって、公募の結果、採択したものでございます。

やや、比率がアンバランスではないかという御指摘をいただいておりますが、結果としては件数的には大変残念な結果に終わっておりますけれども、準備する側といたしましては、やはり各分野の専門家をそろえる必要があるということでは、NEPCサイドの4分野の専門家を、ないしは専門的な審査が可能な体制をそろえる必要があるということで、件数のバランス以上に、やや、こちらサイドに委託費が膨らむことは想定範囲以内ではございました。ただ、結果的には、御指摘をいただいているとおり24年の実績でいうと6件しかないということでございますので、本年度の執行でも、予算上はこれよりもそれぞれ多く似たような比率で一度予算化をしてございますが、執行及び確定のプロセスで、その点の体制については見ていこうかという検討をしているところでありますけれども、引き続き、この点も含め御指導賜ればと思います。

以上でございます。

○藤城次長 御説明ありがとうございました。

基金シートというのは、今年から入ったのです。基金というのは、お金を出して、そして、何年かでそれを使うのですけれども、予算の世界でいうと、出したときには結構厳しく見る。けれども出した後というのは、どこまできちんと見られているかなというところを明らかにするシートとして、この基金シートというのを今年から入れたのですね。

よくある話は、出したのだけれども、使われていないというのがお金のたまりで、昔で言うと、埋蔵金という言い方をしていたときもありましたが、そういうものは、もし、使

わないのだったら返しましょうという議論があるかどうか。

それから、さっきのように管理している団体などの管理費というのは、適正かというのが今回の論点になると思います。

では、まず、松本さんからどうぞ。

○松本評価者 御説明ありがとうございます。

2つありますので、それぞれについて、最初に幾つか御質問させていただきます。

まず、最初に省エネルギーの設備導入促進基金ですけれども、先ほど、21億8,000万円余りの返納を予定しているというお話がありました。

現在、27億ということですが、ここまで、この管理費が2億9,000万円、今後さらに同額程度を、ここの算出方法のほうに書かれていると思います。

これは、聞くところでは、クレジットを売っていくということですが、しかし、これほど、ここまで低調だという中で、さらに今後もこのぐらい事務管理費がかかるというところについて、どのくらい合理性があるのかと。つまり、保有割合のところの算出方法の今後の事務管理費をまだこれほど必要であり、返納額は21億8,000万円にとどまるということの理由をひとつ教えていただきたいということ。

それから、もう一つの住宅用の太陽光発電導入支援対策基金ということで、色々と途中で中止になったのがある。しかも、これはやはり、被災地の様々な状況を最初に考えれば、あまり高望みはできなかったと思うのですが、その最初の時点での見通しというのは、どのように判断されたのかというのが一つ。

もう一つは、今、説明があったように、基金の場合、国庫債務負担行為というよりは、毎年特例として、この団体のほうで繰越をしていると。したがって、国がきちんと目を光らせないと、どうなるか分からないという、そういうお金ですが、経済産業省としては、この法人のほうをどのように検査をしているのかと。毎年、どのようにモニタリングして、あるいはどのようにコミュニケーションをとって、一体、今どういう状況なのかということを聞かれているのか、そのあたりについて教えてください。

○経済産業省 まず、省エネルギーの関係の管理費についてのお尋ねであります。

確かに事業費、助成金全体に占める管理費の割合を計算、当方でトータルについて計算してみますと、6.5%ということで、いささか高いのではないかという指摘も当てはまるのではないかと考えておりますが、本補助金に関しては、先ほど御指摘ありましたとおり、通常の補助金であれば資金を交付して、それを確認すれば終わりなのですが、資金を交付して、それをモニタリング、CO2の削減をモニタリングするという業務が毎年発生すること。それに加えて、先ほど御指摘のあった、売却というプロセスが発生すること、ということが違う点であります。

ちなみに、売却に関する人件費を除いた、売却というのは、結構手間がかかりまして、

どのような相手を見つけてくるにも、今平均で一件あたり大体5人くらいかかるという計算でございます。民間企業と比較しても、大体それぐらいの相場であると、人件費としても高くないと調査しておりまして、その中で、売却費を引いた金額として交付、モニタリングのところに関する管理費というのを、当方で計算してみたところ、3.5%ということで、許容範囲なのではないかと思っている次第でございます。

これほど低調なのに、今後、人を張りつけて売却する意義があるのかということでございますが、当方といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、今までの平成24年度まで京都議定書の6%の第一約束期間が終了したところでございます。

正に、今年度25年度の頭から第一約束期間より後の時期に入っておるのですが、これは、国としての目標というのが設定されていないという状況でございました。

先ほど御説明申し上げましたとおり、国としての目標は定められ、その中で民間事業者としての方は産業界ごとに、前は京都議定書の自主行動計画というのを作っておられたのですが、それを今、低炭素社会実行計画という計画を作っておられて、それが主な買い取り手になるということを期待しているところでございます。

したがって、今後、1、2年の間に、2030年までの目標が国際的に合意されると言われておるのですけれども、そのような状況も踏まえるとニーズというのは出てくるのではないかと考えているところでございます。

○経済産業省 続きまして、最初の見通しとの関係でどうだったかという点でございます。特に、取り消しの比率ということで申し上げますと、正直、24、25%というのは、我々の当初の見込みより高かった数字でございまして、その後、今1割程度に落ちているというところは、この程度はあるかなと。

今私どもは固定価格買取制度、設備認定というのを同様にやっております。これも、膨大な件数、専門家を動員いたしまして、設備認定をしておりますが、どうしても、接続協議が電力会社さんのほうが長く続くということで、実態は設備認定をした後に、接続協議の結果が出るという実態がございまして。ここでも、大体比率を見ていると、1割ぐらいは、やはり難しいということですので、この1割ぐらいのラグはやむを得ないのかなと。やはり、当初の24、25%というのは、高いということで、今後、また、この1割の数字が上がってくるようなことがあれば、審査も含めて、やはり厳しい見直しが必要なのかなと、こういう相場観で当局としては考えてございます。

それから、法人への監督の問題でございます。

これは、補助金交付要綱上、最初から4、5年、実際5年持つだろうと思っていたものですから、毎年度、年度当初に事業計画を出させまして、毎年度中も中間検査も行い、その管理の適正性をきちんと担保しております。もし、こちらの中間検査上の問題が出れば指導するということも含めて、交付要綱に条件として飲み込んだ上で事業を受けていただいているということでございます。

正に、今年度も当初、予算計画よりも去年の実績を見ると多かったのではないかということで、そこは協議中ということでございます。

○藤城次長　ありがとうございます。

○松本評価者　つまり、日常的なコミュニケーションというのは、あまりとっていない。その半期でやるということですか。

○経済産業省　いえ、実質的にはほぼ日常取らせていただいています。実際には公募してまいりますので、その公募ごとに、実質的によく事前に相談をしながらやるということですが、すけれども、ルールとしてはそういう形に。

○松本評価者　もう一つ。10%が上がる可能性というのは、まだ半年しかたっていないのに10%を考えると、どうなのですか、半年で10%。

○経済産業省　いいえ、これは、3回目の公募案件に対して10%ということでございますので、次に4回目の公募をやらせていただいたときに、そのラインに収まるかどうかと、考え方としてはそういう考え方かと思えます。

○藤城次長　ありがとうございます。

コメントが来ているようですから、ニコ動さん。

○事務局　まず、3つほどいきますと、プール資金は、ある程度は必要があればあってもいいのではないかという御意見もありました。一方、やはり、そのかわり内容は全部国民にオープンにして知らせるべきだと。それからきちんと使い切るのでしょうねという話もありました。

もう一点、これは、質問といいますか、今、視聴者の方にはフリップを写しています。

お手元の行革事務局資料の3ページを御覧いただければと思いますが、住宅用太陽光発電導入支援対策基金ですけれども、交付決定等実績が上の表にあります。この取り消しというほうが、金額ベースで27%、件数ベースで24%ありますけれども、これは、少し高いのではないかということで、どういう理由かというのを聞きたいというのがありました。

よろしく願いいたします。

○藤城次長　正に、さっきから議論になっているところだと思います。

清水さん。

○清水評価者 時間も限られていますので、コメントだけ言わせていただきたいのですが、管理費の査定が、少し甘いのではないかなと感じます。先ほど、何パーセントという話もありましたけれども、中身を見ますと結構固定費的なものが多いのではないかと思います。本来は変動費が中心であるべきだと思うのですけれども、特に省エネなどでは売却するまでずっとかかっていく訳ですね。その期間、ずっと固定費を払い続けるというのは、やはりおかしいと思うのです。

中身の査定、費用の査定というのは、もっとしっかりやっていただく必要があると思っています。

それは太陽光も同じなのです。何もないのに、3,000万円かかっているということになっていますので、これは、中身は本当にどうなっているのだろうかと疑問に思う次第です。是非よろしくをお願いします。

○藤城次長 上村先生。

○上村評価者 私の意見ですが、基金を設置した省庁は、やはり基金の運用に関するチェックを行うべきだと思います。

基金基準というものがある訳ですから、保有割合についても将来の収支見積もりを計算しないといけません。基金の規模が適正かどうかをチェックして、基金基準の運用の厳格化、可視化が必要だと思います。

私から提案ですが、基金シートは今年からということですが、これは、やはり将来収支がわかるような形で、見える化、可視化するということをひとつ考えてもいいのではないかという気がします。

そうすると、将来どういう見積もりになっていって、どう基金残高が変わっていくのかというところが、分かっていくような気がします。

もう一つ問題意識ですけれども、国が持っている基金もありますが、地方自治体が持っている基金もあります。

なかには国から交付金が入っている基金もあります。こちらについても、やはり所轄の官庁がありますので、これをどうのように管理をするのかという情報公開やチェックのあり方を検討すべきかと思います。これは意見です。

以上です。

○藤城次長 ほかにいかがでしょうか。

松本さん。

○松本評価者 住宅用の太陽光ですけれども、保有割合1.0になっていると。事前に事務局に聞くと、かなり基金の保有割合が1.0辺りになっていると。これは計算方法の中で、やは

り、今後どのくらいかかるのかということも含んでいるということです。

先ほど、口頭でも御説明がありましたけれども、やはり、これくらい執行状況の中に、現段階で見る限り、遅れが見られている中で、そもそも何年くらいでどのくらいの執行になり、どのくらいの管理費になるかということも算出方法のところに書かれないと。どうも、これだけを見ると、この基金は適正であるということを1.00で書いてあると思うのですけれども、そもそも、今のようなタイムラグなども考えながら見た場合に、何年ぐらいで先ほど仰っていたように、今年でと仰いましたけれども、本当に、このペースですぐに全てが尽きるのかどうか、そのあたりはどういう見通しなのかを、もう一度きちんとお話をいただきたいなと思っているのです。

○経済産業省 2つのフェーズで見てございまして、事業を採択する採択ベースの実績で326億を使い切るかという問題と、実際にそれを確定し、支払い切るのがいつかというフェーズと両方あるかとございます。

まず、前者の採択が事実上決定して使い切るという意味では、これは本年度中に使い切る見通しでございまして、これは申請件数のトレンド状況から見ても、逆に言うと、むしろ、足りないくらいの状況ではないかという状況でございます。

なお、今年採択した案件が実際にお金を使って完成をする時点で確定をいたしまして、きちんと使われたことを見て支払いをいたしますので、そういう意味では、支払ベースで完全に使い切るのは27年度ということで考えてございます。

そこは、施行に要する期間分タイムラグがありますが、この、1.0というのは、そこまで見込んでの1.0ということでございますので、その点についての表記方法等議論の仕方、その他含めて、また、引き続き御指導いただければと思います。

以上です。

○藤城次長 ありがとうございます。

どうぞ。

○赤井評価者 これも全体の基金に関してだと思うのですけれども、この基金の設置法人に関してきちんと何らかのルールみたいなものがあるのですか。どのようにチェックを、どういう体制になっているのですか。

○経済産業省 詳細は財務当局が管理をしてございますけれども、基準自体はそちらで管理されておりますけれども、実績、専門性、その他で、まず基金が置ける団体かどうかをチェックをし、さらに、運営管理をする団体については、競争性のある手続を持って選ぶことということで、この両団体は基金設置実績の物理的な基準をクリアした上で、さらに、かつ運営を委託するという部分では、競争性を担保してその基金の管理をする委託。

○赤井評価者 通常は1年でしょうが、これは長くなりますから、それは適宜監視していくというシステムはでき上がっているのですか。

○経済産業省 一部説明重複して恐縮ですが、補助金交付をする際に、交付要綱の中で毎年度計画を出させ、審査を受けるということで、場合によっては、途中で変更させるということも可能なような形での交付決定にさせていただきます。

○赤井評価者 今のところ、これは問題ないと省庁さんは見ているということですか。

○経済産業省 先ほど御指摘いただきましたとおり、接続協議の状況についての予見が余りにも下手で、今後1割を大幅に上がってくるとか、2割を超えるような審査体制であるとするれば、その審査体制に意見をして変えさせるか、場合によっては最悪団体を変えさせるかといったような可能性は、当然検討していかなければならないと思っております。

○経済産業省 省エネの基金に関して御説明申し上げますと、この省エネ低炭素基金、低炭素投資促進機構でございますが、省エネルギーに関する専門性は非常に高いということで、ここに、この業務を補助している訳でございますが、業務の内容自身に関しては日常的に、コミュニケーションをとって、先ほど申し上げましたとおり月に1回ぐらいは会計監査という形ではございませんが、担当者が行って書類のチェックなどを行っているということでございます。

これは、全体的に執行といいますか、保有割合が高くなっているというところに関しては、先ほど申し上げました全般的なCO2のクレジットをめぐる状況というのは、非常に販売が難しい状況にあるということもあるのですが、特に、この事業に関して言うと、その中でも大規模なものであれば、優先的に民間ビジネスに乗って行くところを、中小企業と家庭に限ってやっているという点が、採算性がより低いところを掘り起こすという状況でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり環境政策という観点から見ると、中小企業、家庭というのは対策が遅れている面がありますので、ここはやっていかなければいけないのではないかと考えている次第でございます。監督はしっかりしていきたいと思っております。

○松本評価者 基金のあり方としてなのですが、特に、住宅用、方法として、この財政法の特例として、こういう形で一般社団法人を出していると、これが、時に、やはりチェックが甘くなるのではないかとというのは、普通に考えられるのですが、実際に監督をされて、やはりこういうやり方で基金を運用していくことの、よいところもあるでしょうけれども、

やはり危険度、特にモニターとか、チェックという意味では、実際にやられているところとしてはどういうことなのか、これもPDCAサイクルを回す上で、非常に参考になると思うので、お聞かせさせていただきたいのですが。

○経済産業省　やはり、それなりの専門性が必要になりますので、専門家が育成される機関。ただ、ここばかりを重視していますと、今度は一団体しかできなくなってしまうので、対抗馬をどう育てておくかと。ただ、対抗馬さんのほうも、それなりに政府の事業の数が出てきて競争する案件がないと、やはり商売にならないので手を引いてしまうと、この辺の代替候補を、どう確保しながら公募を進めていくかというところが、正直、執行当局としても悩みではございますけれども、今回につきましては、実績どおりに今のところやってくれているというような状況でございます。

○藤城次長　それでは、数字の評決がまとまりましたので、松本先生から御発表ください。

○松本評価者　とりまとめですが、結果ですが、最初省エネルギー設備導入促進基金については、「基金基準の趣旨に沿った合理的な算定方法・積算根拠に基づいた見直しが行われているか」ということに対して、「行われている」という方はゼロで、「行われているとは言い難い」という方が5名。「行われているとは言い難い」という改善例としては、「事業実績等に基づく適切な資金管理」という方が2名。「使用見込みのない金額の繰り上げ国庫返納」という方が5名。「客観的な根拠を用いた保有割合の算定」という方が2名。「基金シートで保有割合の詳細な積算根拠の明示」という方が3名ということになりました。

それから、もう一つ。住宅用太陽光発電導入支援対策基金についてですが、「多額の国費を託する基金設置法人の適格性は十分に確保されているか」という点に対して、「確保されている」という方はゼロ名。「確保されているとは言い難い」という方が5名。「確保されているとは言い難い」という方の改善策の例としましては、「基金設置法人による不断の業務点検」という方が3名。「基金監督官庁と基金設置法人との間の密接な情報共有」という方が1名。「基金監督官庁による定期検査等の実施」という方が4名。「より効率的な管理費の計上」という方が4名という結果でした。

○藤城次長　ありがとうございました。

それでは、これで基金に関する事業を、コマを終わります。

経産省さん、ありがとうございました。

この後、19時20分過ぎから、最後のセッションに移りたいと思いますけれども、その前にとりまとめが1個できたということで、赤井先生お願いします。

○藤城次長　ありがとうございました。

それでは、これから最後のセッションの舞台設定をつくりますので、少しお待ちください。

（その後に発表されたとりまとめコメント）

○松本評価者　最後のセッションですが、基金に関する事業ですけれども、省エネルギー設備導入促進基金につきましては、基金の保有割合が極めて高く、客観的な根拠を用いた保有割合の算定等を実施していれば、使用見込みのない金額を早期に国庫返納することが可能だったのではないかと。基金基準の趣旨に沿った合理的な保有割合の算定方法・積算根拠に基づいた見直しが行われているとは言い難い。また、住宅用太陽光発電導入支援対策基金につきましては、事業の見通しが甘く、また業務の適切性が十分に確保されていたとは言い難いのではないかと。基金設置法人の不断の業務点検、基金監督官庁による定期検査等の実施を強化するとともに、固定費の削減により効率的な管理費計上をするべきではないかと。

また、この2つの基金にとどまらず、各府省の基金に対する横串の視点というのもまとめの中で出ています。基金シートにアウトプット指標のみならず、アウトカム指標を明記するべきではないかと。将来の収支見積りを含め保有割合の算出根拠をより詳しく明らかにし、基金の規模の適正性を点検できるようにするべきではないかと。基金を設置した府省は自ら定期的に検査を行う等により、管理上の効率化も含め基金設置先における基金の安定性と適切な管理・執行を確保するとともに、その結果を明らかにするよう努めるべきではないかと。さらに、国からの交付金等により地方自治体に造成された基金についても、情報公開や点検のあり方を検討すべきではないかと。

以上がとりまとめのコメントです。